

第7期豊岡市障害福祉計画 第3期豊岡市障害児福祉計画

障害のある人もない人も 共に支え合い
自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり
～多様性を受け入れる社会をめざして～



2024年3月

豊岡市

TOYOOKA CITY



目 次

第1章	計画策定にあたって.....	1
第1節	計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節	計画の位置づけ.....	2
第3節	計画の期間.....	4
第4節	計画の策定体制.....	4
第2章	基本理念.....	5
第3章	障害のある人等の現状と課題.....	6
第1節	グループインタビューの概要と課題.....	6
第2節	障害者自立支援協議会からの主な意見.....	10
第3節	障害者福祉の主な課題.....	12
第4章	第7期障害福祉計画.....	14
第1節	基本的な考え方.....	14
第2節	第6期障害福祉計画の進捗状況.....	14
第3節	成果目標.....	20
第4節	障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策.....	24
第5節	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策.....	31
第5章	第3期障害児福祉計画.....	38
第1節	基本的な考え方.....	38
第2節	第2期障害児福祉計画の進捗状況.....	38
第3節	成果目標.....	38
第4節	障害児通所支援等の見込量と確保のための方策.....	40
第6章	計画の推進体制と進行管理.....	42
第1節	計画の推進体制.....	42
第2節	計画の進行管理.....	42
資料編	43
1.	豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会設置要綱.....	43
2.	豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 委員名簿.....	46
3.	豊岡市障害者福祉計画策定の経過.....	47
4.	障害のある人の状況.....	49

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1. 国及び兵庫県の動向

国では、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」を2007年9月に署名、2014年1月に批准し、同年2月に発効しました。2022年9月に本条約に基づく国際連合の「障害者の権利委員会」により日本の障害者政策が初めて審査され、精神科医療や障害者教育などについて改善の勧告がなされています。

この条約を批准する前後、2011年7月に「障害者基本法」が改正され、地域社会での共生や社会的障壁の除去が規定されました。その内容を踏まえ、2012年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、2013年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が施行されました。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「精神保健福祉法」、「発達障害者支援法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」などが改正され、障害者を取り巻く環境は大きく変わってきています。

2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は2021年5月に改正され、これまで努力義務とされていた事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が、2024年4月から義務化される予定となっています。

医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、2021年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国や地方公共団体等の責務が明記され、さらなる支援が求められています。

兵庫県では、2022年3月に策定した「第2期ひょうご障害者福祉計画」（対象期間：令和4年度～令和8年度）で、兵庫県の障害福祉施策推進のための基本的方針や目標などを明らかにした上で、人口推移や地域情勢、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、福祉・雇用・消費・地域安全など幅広い分野について、あるべき施策や望ましい社会像を想定し、その現実に向けて進んでいくための指針が示されています。

2023年4月には高齢者、障害者、乳幼児を同伴する人など移動や宿泊に困難を伴う人が、行きたいところに旅行できる環境を整備するために「高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例（通称：ユニバーサルツーリズム推進条例）」が施行され、高齢者や障害者等の「受入体制の充実」や「情報等を得られる機会の確保」、ユニバーサルツーリズムの推進に関する「気運の醸成」に取り組んでいく方針とされています。

2. 本市の取組

これまで本市が進めてきたさまざまなまちづくりの施策は、「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」に基づいて行っています。本条例は、「命は限られている」、「命はつながっている」、「命は支え合っている」の3つの視点に立って、まちづくりの基本的な柱や長期目標を定め、一つ一つの取組みを積み重ね、みんなが幸せを感じられる「命への共感に満ちたまち」を創っていくこととしています。

また、当面の12年間で「命への共感に満ちたまち」を実現していくための指針として基本構想を定め、まちの将来像を「小さな世界都市・Local & Global City」として実現に取り組んでいます。

具体的な取組みとして、「多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている」においては、障害の有無、性別、年齢差、国籍の違い、価値観・文化・習慣の違いなど、多様性を受け入れ、共生するまちを教育、社会、経済、文化などの活動の中で築いていくことを示しています。

ここ数年は新型コロナウイルス感染症により社会生活や日常生活に大きな制約を受けてきましたが、今後はコロナ禍後の生活様式を踏まえながら、本市の取組みを進めていくことが必要です。

3. 計画策定の趣旨

本市では、障害者施策の推進に努めるとともに、必要とされる障害福祉サービスを確保し、障害者福祉を推進するため、2021年2月に「障害のある人もない人も共に支え合い自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり～多様性を受け入れる社会をめざして～」を基本理念として、「障害者計画」（対象期間：2021～2026年度）と「第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画」（対象期間：2021～2023年度）を一体で「障害者福祉計画」として策定し、各施策に取り組んできました。一方、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）を取り巻く社会環境の変化に伴う新しい課題は様々で、引き続きニーズに合った施策を推進していく必要があります。

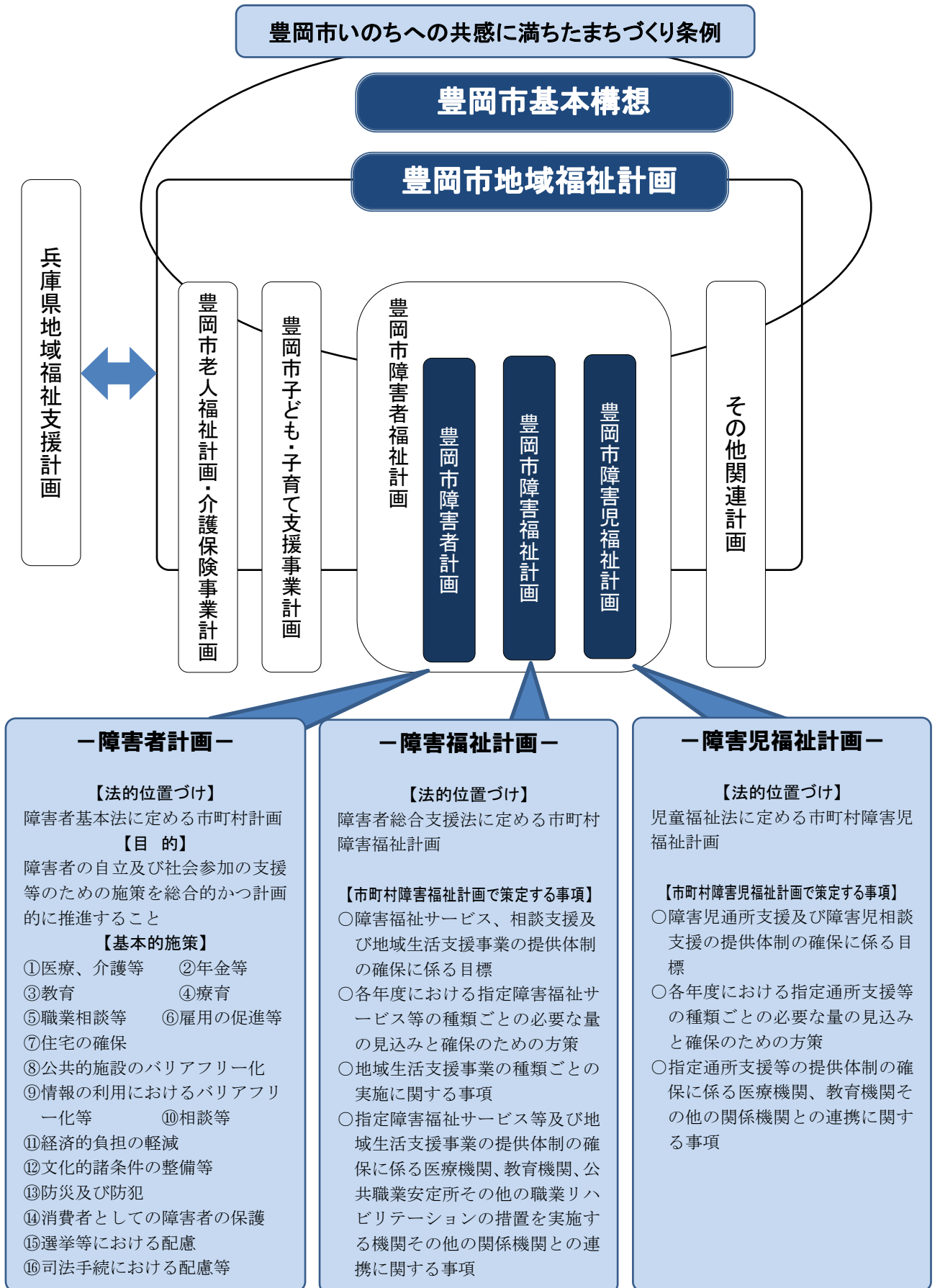
このたび、2023年度末で「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」が終了するため、改めて、本市における障害者等の状況等を踏まえ、「第7期障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

「第7期障害福祉計画」は障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画として、「第3期障害児福祉計画」は児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画として、障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や確保策、施策目標などについて規定しています。

また、本計画は、「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の理念のもと、「基本構想」や「地域福祉計画」を上位計画として、個別計画である「老人福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」及びその他関連計画との整合性を図りながら推進します。

豊岡市障害者福祉計画 位置づけ



第3節 計画の期間

「第7期障害福祉計画」と「第3期障害児福祉計画」は、2024年度から2026年度までの3年間を計画期間としています。

なお、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直すこととします。

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026
障害者計画	2021～2026年度					
障害福祉計画	2021～2023年度 (第6期)			2024～2026年度 (第7期)		
障害児福祉計画	2021～2023年度 (第2期)			2024～2026年度 (第3期)		

第4節 計画の策定体制

1. 障害者福祉計画策定・推進委員会の設置

計画策定にあたっては、障害者団体の代表者、地域団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、公募市民、関係行政職員など17人で構成された豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会を設置し、計画内容などについて検討しました。

2. グループインタビューの実施

障害者等の福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画への住民参画のひとつとして、当事者及び家族、支援者等が感じている課題や意見などを直接聞きました。

3. 障害者自立支援協議会の意見聴取

障害者自立支援協議会に、本市の障害者支援の現状を踏まえた地域課題や必要な施策などを聴取しました。

4. パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、計画（案）について、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

「障害のある人もない人も 共に支え合い
自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」
～多様性を受け入れる社会をめざして～

2021年2月に策定した「障害者福祉計画」では、「障害のある人もない人も 共に支え合い 自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり～多様性を受け入れる社会をめざして～」を基本理念としています。

今回見直しする「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」でもこの基本理念を引き継ぎます。

第3章 障害のある人等の現状と課題

第1節 グループインタビューの概要と課題

1. グループインタビューの概要

8グループ（肢体障害・内部障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神障害、重症心身障害、障害児等）において、当事者やその家族、支援者から直接聞き取りを実施しました。

(1) 実施期間

2023年9月

(2) 参加者

各グループの当事者及び家族、支援者、障害者福祉計画策定・推進委員会の委員等

2. グループインタビューで出た意見

①夢、これからやってみたいこと

- ・だれでも手話ができるようになってほしい。（聴覚障害者）
- ・旅行したい、コンサートに行きたい、買い物したい、遠出したい。（知的障害者）
- ・家族で旅行したい。飛行機に乗りたい。（重症心身障害児者）
- ・親亡き後も安心して生活できたらいい。（知的障害保護者）
- ・経験したことしか分からないので、夢と言われても分からない。（発達障害者）
- ・パソコン、プログラミングがしたい。（発達障害者）
- ・精神障害があっても地域で仕事をしたい。病気をしたこともプラスにして、経験を活かせる仕事をしたい。（精神障害者）
- ・起業か会社経営をしたい。（精神障害者）

②地域生活において困っていること

- ・今は運転できるから不自由ないが、乗れなくなったら買い物に困る。（肢体・内部障害者）
- ・バスは半額になるが、車がないとどこにも行けない。（肢体・内部障害者）
- ・バスの本数が少ない。乗り遅れると1時間待つ。（知的障害者）
- ・今のグループホームには自転車がない。行きたいところに行けない。（知的障害者）
- ・胃ろう、てんかん発作で目が離せない。土日、子が家にいると親も外出できず、地域行事にまったく参加できない。（知的障害保護者）
- ・自分が思うような就職口が少ない。（発達障害者）
- ・隣保長や当番が順番で回ってくるができないことがあり、そういうのを相談できる場所があったらいいと思う。（発達障害者）
- ・お金に困っている。食べ物を我慢することもある。（精神障害者）
- ・民生委員がいるが私には関わってくれない。（精神障害者）
- ・車いすの駐車場スペースが空いていないことが多い。（重症心身障害児者）

③地域生活支援・就労支援で必要なこと

- ・相談できる場所。もっと相談したい。（発達障害者）
- ・将来一人で暮らしていける力が作られるような支援がほしい。（発達障害者）
- ・グループホームは自立の一手手前。そこからアパート借りて、社会に出て、とつながっ

ていくこともあると思う。(発達障害者)

- ・グループホームから出ていくのが怖い。一人暮らしをする練習の場や見守りのあるアパートがあればいい。(精神障害者)
- ・グループホームには家賃助成があるが、一人暮らしには何もない。お金を相当貯めないとできない。(精神障害者)
- ・グループホームから家に帰ってきて、親の自由な時間が減った。(知的障害保護者)
- ・卒業後の進路を探している。医療的ケアがあることで行ける範囲が狭まり、通えたとしても週1～2回だけ。(障害児)
- ・大人の発達障害を支援する場所がない。障害福祉サービスを知らない人もいるので、サポートする人が必要である。(発達障害者)

④地域や市民に求めること(障害に関する理解、啓発等)

- ・地域の行事に参加しても、コミュニケーションが通じず、その後の雑談に参加できない。いつ帰っていいかも分からない。(聴覚障害者)
- ・地区の会議に参加しても隣の人が説明してくれない。(聴覚障害者)
- ・難聴者に対する理解。補聴器をつければ聞こえるだろうと言われる。(聴覚障害者)
- ・十分に説明しないと伝わらない障害なので理解してもらいにくい。(発達障害者)
- ・病気のことを分かってほしい。元気そうに見えても地区の行事や日役に出ていけない。(精神障害者)
- ・必要があって薬を飲んでいることを理解してほしい。(精神障害者)
- ・病気のことを安心して伝えられる地域であればいい。(精神障害者)
- ・最近、思い切って近所の人に病気のことを言ってみた。案外理解してもらえと思った。心配してくれる。周りに伝えられないときはしんどかった。(精神障害者)
- ・健常者からしたら他人事なので、病気のことを広く知らせる活動が必要。(精神障害者)
- ・絵本で子どもたちに病気のことを伝える。(精神障害者)
- ・昔は障害があると隔離されていた。今は小さいときから一緒にいる。大人は精神障害を怖いと思っているが、子どもには偏見はない。(精神障害者)
- ・困っていなくても、声をかけてもらうと助かる。市全体が声をかけやすい世の中になったらいい。(重症心身障害児者)
- ・あいさつしてくれるだけでうれしい。(重症心身障害児者)

⑤施設の整備として必要なこと

- ・市営住宅のスロープやコーンがなくなる。防犯カメラが作動していない。手すりを付けられないのでシャワーに1時間半かかる。(肢体・内部障害者)
- ・道路のでこぼこが歩きにくい。(肢体・内部障害者)
- ・図書館竹野分館のオトングラスが1年以上故障したままで直らない。(視覚障害者)
- ・雨の日に行けるところがない。屋根付きの公園とかほしい。(知的障害者)
- ・胃ろうの場合、横になって注入できる十分な場所がない。(重症心身障害児者)
- ・ストレッチャータイプのバギーにはトイレもエレベーターも狭い。(重症心身障害児者)
- ・赤ちゃん用オムツ台はあるが小学生用はない。(障害児)
- ・親も年を取りいつまでも見れるわけではない。医療的ケア児者の施設を早く整備してほしい。(知的障害保護者)
- ・医療的ケア児のショートステイが但馬にあってほしい。(重症心身障害児者)
- ・急な用事の際に預けられる施設が近くにあるとほしい。(重症心身障害児者)
- ・散歩させたいが、凸凹、段差、自転車が置いてあったりして、出ることに億劫になってしまう。(知的障害保護者)

⑥障害福祉サービスについて

- ・聴覚障害だけでは移動支援は使えない。(聴覚障害者)
- ・入浴介助してほしい。(知的障害者)
- ・入浴は事業所の数が減ってきていて、人材不足ではないか。(重症心身障害児者)
- ・機能訓練サービスをもっと利用したい。(知的障害者)
- ・短期入所を利用できたら自分の時間が増えると思う。(知的障害保護者)
- ・医療的ケアがあると送迎ができないと言われる。家族の送迎は負担が大きい。長時間預けられる放課後等デイサービス等があればありがたい。(重症心身障害児者)
- ・補装具の修理がスムーズにできたらいい。業者に持って帰ってもらわないと修理ができない。豊岡に装具屋がない。(肢体・内部障害者)
- ・日常生活用具の給付で同居家族の条件がある場合、担当者によって判断が異なることがないように、要綱を改正してほしい。(聴覚障害者)
- ・日常生活用具の見直し。リストにないとかニーズがないとか断られる。リストにある、なしではなく、その子に必要なものを支給してほしい。紙オムツは量が全然足りない。吸引器やマットも値上がりしている。(重症心身障害児者)
- ・小1でオムツ使用しているが、肢体障害がないから補助がない。(障害児)
- ・住宅改修は退院後ではなく退院前にしてほしい。(肢体・内部障害者)
- ・グループホームの人間関係が難しい。いいところがあれば変わりたい。(肢体・内部障害者)
- ・作業所に通えるのは体のためにもありがたい。何歳まで通えるのか、いつが潮時か。(肢体・内部障害者)
- ・自分でできるうちは一人暮らしを続けたい。年をとったら訪問看護を利用してみたい。(精神障害者)
- ・手帳のバス半額や美術館、博物館などの半額割引を利用している。都会は割引施設が多い。(精神障害者)
- ・そもそもどういう支援があるか分かりにくい。(発達障害者)
- ・ロマンハウスやおおずきにうまくつながったが、最初は情報がまったくなく、スタート地点を探すのが難しかった。(精神障害者)
- ・ヘルプを出せる場所がたくさんあればいい。それを集約したものがホームページとかで分かるようになってほしい。(精神障害者)

⑦コミュニケーション支援について

- ・手話通訳者を派遣してもらって地区の会議には参加している。(聴覚障害者)
- ・社会で手話を学ぶ機会が広がらない。聞こえないとはどういうことか、理解を広めたい。(聴覚障害者)
- ・知的障害もあるので知的のサービスを使いたいが、言葉が伝わらない。利用したいサービスでコミュニケーションできない。(聴覚障害者)
- ・手話通訳の利用について、教習所や趣味など、社会に参加するためにもっと幅を広げてほしい。(聴覚障害者)
- ・だれでも手話ができれば通訳はいらない。(聴覚障害者)
- ・専門的な手話通訳者を育てることも大切、会話ができる程度の簡単な手話ができる人を増やすことも大切。(聴覚障害者)
- ・平日昼間に動ける手話通訳者が少ない。(聴覚障害者)
- ・手話通訳者の後継者不足。魅力が伝わっていない。どうすればみんなが手話に興味を持つか。(聴覚障害者)
- ・ドラマや手話ソングでの一時の手話の流行より、通訳者の身分保障、魅力、給料をしつかりと。(聴覚障害者)
- ・以前、コミュニケーション機器の体験会があった。そのような機会をどんどん利用できたらいい。(重症心身障害児者)

⑧災害時に不安に感じていること

- ・飲み物や毛布を持って避難所に行くよう防災無線で言われるが、雨の中、杖をついて、荷物を持って避難できない。障害者の避難について市は考えてほしい。（視覚障害者）
- ・避難してもどうしようもない。23号台風の時、避難所でののお知らせは全部貼り紙だった。何も改善されていない。（視覚障害者）
- ・避難して誰か世話をしてくれるか。（視覚障害者）
- ・防災無線は健常者向けの内容なので、もっと細かい情報が欲しい。（視覚障害者）
- ・事情が分かっている自宅にいた方がいい。（視覚障害者・重症心身障害児者）
- ・閉鎖的に過ごしてきて地域になじんでいない。緊急時に助けてもらえるだろうか。（知的障害者）
- ・人工呼吸器等の停電時の電源確保が心配。市の発電機の貸し出しがあるようだが、台数に限りがあり、借りに行こうか迷う。電圧の関係で使えないかもしれない。ガソリンも必要だし、障害児を家に置いていかないといけない。（重症心身障害児者）
- ・日高病院に避難する場合、直接、病院の事務長に連絡してから行かなければならない。（重症心身障害児者）
- ・避難する判断基準が分からない。24時間呼吸器の人は個別支援計画で県の保健師が連絡をくれるが、それ以外の人にも対応してほしい。（重症心身障害児者）
- ・避難したとしても、人目が気になるところがある。ついたて等の配慮や、床に敷くものなどがそろってほしい。（重症心身障害児者）
- ・受診できず薬がなくなると心配。（精神障害者）
- ・福祉避難所に手を挙げているが、すぐ水につかる。（事業所）

⑨療育・保育・教育機関に期待すること、必要な支援

- ・コミュニケーション教育に手話を取り入れてほしい。（聴覚障害者）
- ・学生の頃は精神疾患とか精神科とか知らなかった。教えておいてほしい。（精神障害者）
- ・小さい頃、療育を紹介されても外出することができなかった。（重症心身障害児者）
- ・訪問看護は気管切開している子どもは使えなかった。（重症心身障害児者）
- ・看護師をつけて幼稚園に行くことができた。仲間と一緒に遊び、声をかけてもらえてよかった。（重症心身障害児者）

⑩新型コロナウイルスでかわったこと

- ・ヘルパーとお出かけ、イベント、地域の人づきあいが減った。（知的障害者）
- ・人間が変わってきた気がする。（知的障害者）
- ・勤務時間が減り、暇になった。賃金も減った。（精神障害者）
- ・コロナのおかげでテレワークや在宅勤務が増えた。障害者枠でテレワーク募集があった。（精神障害者）
- ・生活パターンがかわった。（精神障害者）

⑪その他

- ・親一人では連れて出られない。本人にとって外出は負担ではないか、という家族の思いが強い。出かけることに慣れていない。（重症心身障害児者）
- ・福祉のしおりは量が多いので、医療的ケア児向けのコンパクトなしおりがほしい。（障害児）
- ・診断書・意見書・指示書等の文書料を負担してほしい。（障害児）
- ・発達障害児の世話で、親は仕事ができなくなることがある。仕事や在宅ワークの紹介、ファミサポ割引など市のサポートがほしい。（障害児）
- ・同じような子を育てた先輩ママとの交流の場がほしい。（障害児）
- ・病院でも健診でもまともに受診できない。発達障害と診断済みなのに、わざわざ健診を受ける必要があるか。病院と連携してほしい。（障害児）

第2節 障害者自立支援協議会からの主な意見

(1) 地域生活支援の充実

<精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築>

①課題

- ・人材不足及び過疎化による社会資源の不足はますます深刻になることが予想される。これまでと同様の支援のあり方・仕組みではニーズが充足されず、地域生活がより困難になる恐れがある。様々な分野が横断的に繋がり、地域生活支援拠点の構築へ向けて早急に検討していく必要がある。

②提案

- ・精神科医療機関からの地域移行支援については、但馬における従来のやり方（院内説明会、戦略会議、地域移行推進協議会、ピアサポーターの養成及び育成）で継続を実施していく。

<その他地域生活支援の充実>

①課題

- ・グループホームには家賃助成があるが、一般住宅では家賃補助がないことから、当事者の経済的負担が大きくアパート暮らしに移行しにくい原因のひとつとなっている。
- ・地域移行を進めるうえで、退院後の生活をイメージできる場がない。

②提案

- ・利用者にとって真に望ましい環境を考えていく必要がある。地域で住みにくい方をどう支援していくのか。ルール化されたグループホームの方が住みやすい方もいる。障害福祉だけにとらわれない多機能住宅など、豊岡型住まいのあり方を検討していく必要がある。
- ・サテライト的な住まいの形やシェアハウスの推進などは、経済的負担の軽減と孤立を防ぐ意味でも有効かと思われる。

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

①課題

- ・就労支援も業務の範疇であるはずの「就労継続支援事業所」について、経営面や収入面の事情などから、就労可能なレベルの方を一般就労へ移行しにくい状況がある。
- ・但馬の現状として公共交通機関の問題もあり、バスや電車等乗り継ぎを必要とする場合は更に通勤を困難にさせている（選択肢に制限がかかる）場合がある。

②提案

- ・就労支援を就労系の支援者がどう考えるのか。本人中心支援、意思決定の観点からもハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの連携を図りながらも、希望される方に対しての就労支援を就労系支援事業所主導で考える。
- ・障害当事者を職員として雇用することも一つの雇用の形。
- ・就労定着支援について、事業の必要性を市としてどう考えるかを検討。必要と感じる場合は事業所数が増えるようにアプローチすることも必要である。

(3) 障害児支援の提供体制の整備等

①課題

- ・ひとり親家庭（特に母子）は経済的支援だけでなく、親自身のサポートが必要な家庭が増えてきている。
- ・医療依存度の高い児童への関わりの実態が十分に把握できていない。
- ・平時・非常時の情報や体制もシステム化されていない。
- ・幼少期のセルフプランについては解消に向けて検討していく必要がある。

②提案

- ・親だけの力ではなく、みんな（地域）で育てていくという意識づけが必要。
- ・過度な負担を抱え込まないよう、教育・福祉等が連携してサービスを提供する必要がある。親子でイベント等へ参加して、保護者が気分転換できる機会を設ける。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

①課題

- ・相談支援専門員のマンパワー不足により、児童のセルフプランが増加している。そのため、対象児を客観的に捉え伴走支援できる体制が不十分である。
- ・児童の要支援家庭のケースについても、相談支援がつきにくい状況にある。
- ・介護保険対象外の高齢障害者も増えてきている。
- ・一人相談員の事業所では、相談員の緊急時にケース対応が滞る可能性がある。
- ・一人相談員の事業所や経験の浅い相談員を支えあえる体制が必要。

②提案

- ・通所の事業所中心に支援体制が確立しているケースはセルフプランに移行し、より必要度の高い方にケースを優先的に相談支援できるよう調整が必要。
- ・ライフステージが変わる節目などでセルフプランの利用者が情報不足で困らないような相談窓口や必要な情報が届く工夫を行う。
- ・ガイドヘルパーや体調報告書などを活用し、相談支援以外での相談員の役割を軽減する。
- ・障害者の相談支援専門員と高齢者の居宅介護支援専門員との連携を密にし、お互いの制度への理解、スムーズな移行ができる体制づくりをしていく。
- ・一人相談員の事業所のバックアップ体制づくりを検討していく。（他の機能と合わせて地域生活支援拠点の整備を図ることが重要。）困難ケース等は、主任相談支援専門員の派遣等を積極的に活用していく。

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

①課題

- ・サービス管理責任者の研修のシステムが変わったが、県の研修体制から希望者全員が受けられる体制にない。そのため事業所としてサービス管理責任者が配置できない等のリスクを背負う確率が高くなった。
- ・日々の業務に終始するため研修に出る機会が少なく、新たに福祉の業務に就かれた場合、就労先の“やり方”が全てとなり支援に対する問題にも気づきにくく新たな支援も取り

入れにくい。

- ・令和4年度より法人内に虐待防止委員会を設置することは義務付けられているが、形骸化していく恐れがある。

②提案

- ・サービス管理責任者研修等業務上必須となる研修を但馬圏域で開催出来るよう検討する。
- ・質の向上は各法人の問題とは言うものの、不利益を被るのが利用者であることから、サビ管研修のシステム理解、加算に対する知識向上、支援スキル向上、本人主体の個別支援、その他現場に不足する知識等を市全体の問題として理解し支援する体制を作る。

(その他)

①課題

- ・サービス等利用計画案の中で、福祉の人材不足等から本来必要なサービスが位置付けられていないケースがある。給付決定されてもサービスの不足により受けられないことが分かっているまたは当事者の混乱を防ぐためなどと考えられるが、不足しているサービスが把握できない。
- ・入浴支援の出来る生活介護の事業所を増やしていく必要がある。

②提案

- ・相談支援専門員の認識を統一し、本来必要なサービスを位置付ける。
- ・社会全体の中で不足しているサービスについて、専門知識や資格が無くてもできる生活支援については、ヘルパー以外の担い手を育成し雇用を推進することにより新たな障害就労の形をつくる。

第3節 障害者福祉の主な課題

グループインタビューや障害者自立支援協議会からの意見をもとに、以下の項目を本市における課題としてその解消に取り組みます。

①地域で安心して暮らすための理解の促進

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、周囲の理解と協力が必要です。

家族をはじめ、地域の方々が障害の特性について理解を深め、障害のある人もない人も、お互いに理解し合い、助け合える取組みが求められます。

地域移行を進めるうえでも、こうした取組みの充実を図ることが重要です。

②就労環境の充実

障害のある人も担い手となり、特性に応じた働き方ができるような就労支援が求められています。

職場では、誰もが障害に対する理解を深めていく必要があります。また、一般就労へつながった方が長く働き続けられるよう、ハローワークや但馬障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携を図り、定着へ向けた職場への支援が重要です。

さらに、就労に伴う通勤などの課題の解消にも取り組んでいく必要があります。

③福祉人材の確保・育成

障害者やその家族が抱える様々な課題やニーズを的確に把握し、対応するためには、専門的な知識や経験のある人材の育成が欠かせません。

相談支援専門員やサービス提供事業者の質的な向上を図るためにも、研修に参加する機会を設けることが必要です。

また、ヘルパーやピアサポーターとして、障害者が障害者を支えるような仕組みを検討していく必要があります。

④精神障害者の地域生活移行の促進

精神障害者が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざすことが重要となっています。経済的な問題や就労に向けての課題など、現在移行の障害となっている課題の解決方法について、関係者で協議・情報共有していくことが必要です。

⑤特別な支援が必要な障害児（者）に対する支援体制の整備

但馬地域では医療的ケア児（者）及び重症心身障害児（者）を支える通所施設や短期入所施設の整備が進まず、遠方の施設を利用せざるを得ない状況が続いています。本人・家族の負担を減らし、地域で当たり前で暮らすためにも、早急な支援体制の整備が求められています。

⑥相談支援体制の確保

障害者やその家族が抱える様々な課題やニーズを丁寧に聞き取り、最も適切なサービス利用につなげるためには、相談支援体制の充実が必要です。

また、身近なところで情報交換や悩みを打ち明けられるような居場所として、気軽に相談できる窓口の周知が求められています。

⑦災害時に備えて

災害に対して事前に取り組み可能な対策や準備を進める必要があります。安全を確保するには、日頃からの意識啓発や地域での声の掛け合いが重要となります。また、災害時の避難の仕方は、障害の特性により異なることから、障害のある人がストレスなく利用できる避難所を確保するとともに、自宅避難も含めた適切な避難方法が求められます。

地域、行政、関係機関などがそれぞれの役割を認識し、協力して迅速な避難行動をとることができる体制づくりが求められます。

⑧関係機関による連携と情報共有

障害のある人が地域で暮らしていくためには、医療、福祉、教育、就労、地域など関係する機関や団体等の連携と情報共有が必要です。障害福祉サービスの提供の充実など、それぞれの場面で関係機関が継続的に連携できる取組みが求められます。

第4章 第7期障害福祉計画

第1節 基本的な考え方

第7期障害福祉計画については、次の点に配慮して目標設定をします。

- ① 訪問系サービス及び日中活動系サービスの保障
- ② グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ④ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化
- ⑥ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ⑦ 発達障害者等に対する支援

第2節 第6期障害福祉計画の進捗状況

1. 施設入所者の地域生活への移行

2022年度末の地域生活移行者は8人で、2023年度末には目標を上回る見込みです。一方、施設入所者数は増加しており、障害者の高齢化や重度の障害者の増加、介護者の高齢化などが原因と考えられます。

① 施設入所者の地域移行者数

目標値 (2023年度末)	実績 (2022年度末)
8人	8人

※2022年度末実績は累計（2020年度2人、2021年度3人、2022年度3人）

② 施設入所者の削減数

目標値 (2023年度末)	実績 (2022年度末)
2人	▲4人

<参考>施設入所者数実績

2019年度末入所者数 117人 — 2022年度末入所者数 121人 = ▲4人

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

今後の取組みに向けて、本市の現状、課題及び取組み経過等の整理を行っていますが、地域生活支援拠点の整備には至っていません。

3. 福祉施設から一般就労への移行

2022年度までに作業所等の福祉施設から、一般就労した者の数は下記のとおりで、

2023 年度末の目標値 14 人を大幅に上回る見込みです。また、一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者は、4 名にとどまっています。

①一般就労移行者数

目標値 (2023 年度)	実績		
	2020 年度	2021 年度	2022 年度
14 人	6 人	8 人	4 人

②うち就労移行支援事業からの移行者数

目標値 (2023 年度)	実績		
	2020 年度	2021 年度	2022 年度
1 人	0 人	1 人	1 人

③うち就労継続支援A型事業からの移行者数

目標値 (2023 年度)	実績		
	2020 年度	2021 年度	2022 年度
6 人	2 人	1 人	0 人

④うち就労継続支援B型事業からの移行者数

目標値 (2023 年度)	実績		
	2020 年度	2021 年度	2022 年度
7 人	4 人	6 人	3 人

⑤就労定着支援事業の利用者数

一般就労移行者 14 人（2023 年度目標値）のうち、就労定着支援事業を利用する者

目標値 (2023 年度)	実績		
	2020 年度	2021 年度	2022 年度
10 人	0 人	3 人	1 人

⑥就労定着支援事業の就労定着率

就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所

目標 (2023 年度末)	実績 (2022 年度末)
1 事業所	1 事業所

4. 障害福祉サービス等の利用実績

① 訪問系サービス

どのサービスも利用者数はほぼ計画値どおりの実績となっておりますが、利用時間は計画値を下回っています。同行援護や行動援護は、利用者数はコロナ禍前と差はありませんが、総利用時間数は大きく減少しています。

※ 1か月あたり

サービス名	単位	2021年度			2022年度			2023年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
居宅介護	人	117	128	109%	122	124	102%	127	100
	時間	1,513	1,413	93%	1,577	1,334	85%	1,642	1,280
重度訪問介護	人	11	11	100%	12	9	75%	14	8
	時間	1,026	875	85%	1,120	1,033	92%	1,306	1,050
同行援護	人	20	17	85%	20	15	75%	20	16
	時間	119	72	61%	119	83	70%	119	90
行動援護	人	13	13	100%	13	14	108%	13	14
	時間	199	166	83%	199	155	78%	199	190
重度障害者等 包括支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0
	時間	0	0	—	0	0	—	0	0

※数値：上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間(日数)」

② 日中活動系サービス

生活介護では、3か年で増減はありますが、利用者数、延利用者数とも計画値を上回っています。

自立訓練（機能訓練）では、2019年度から利用がありませんでしたが、2021年度から再び利用が始まりました。

自立訓練（生活訓練）では、利用者数、延利用者数ともに計画値を下回り、利用が少ないです。

就労移行支援では、実利用者数、延利用者数ともに増加傾向にあります。

就労継続支援A型では、事業所が廃止されたことに伴い、利用者数、延利用者数ともに計画値を下回っています。

就労継続支援B型では、利用者数、延利用者数ともに増加しており、利用者数、延利用者数ともに計画値を上回っています。

就労定着支援では、利用者数は増えてきていますが、計画値を下回っています。

療養介護では、概ね計画値の利用となっています。

短期入所について、福祉型では利用人数は計画値を大きく下回っていますが、延利用人数は増減を繰り返しています。医療型では、但馬地域に資源がないこと、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大幅に計画値を下回っています。

なお、新型コロナウイルス感染拡大期間中の在宅による訓練支援も実績に含まれています。

サービス名	単位	2021年度			2022年度			2023年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
生活介護	人	226	234	104%	226	243	108%	226	232
	人日	4,362	4,594	105%	4,362	4,632	106%	4,362	4,800
自立訓練 (機能訓練)	人	0	2	—	0	2	—	0	1
	人日	0	31	—	0	32	—	0	22
自立訓練 (生活訓練)	人	7	5	71%	7	2	29%	7	2
	人日	91	47	52%	91	7	8%	95	17
就労移行支援	人	10	12	120%	10	16	160%	10	11
	人日	73	114	156%	73	118	162%	73	100
就労継続支援 (A型)	人	21	16	76%	24	11	46%	27	9
	人日	309	265	86%	353	159	45%	398	160
就労継続支援 (B型)	人	290	316	109%	298	327	110%	306	320
	人日	4,944	5,067	102%	5,081	5,363	106%	5,217	5,640
就労定着支援	人	3	1	33%	6	2	33%	10	4
療養介護	人	18	17	94%	18	19	106%	18	17
短期入所(福祉型)	人	98	85	87%	98	77	79%	98	72
	人日	360	366	102%	363	319	88%	367	343
短期入所(医療型)	人	18	5	28%	20	5	25%	22	5
	人日	31	12	39%	35	6	17%	38	11

※数値：上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

③ 居住系サービス及び相談支援

自立生活援助は利用者4人を見込んでいましたが、但馬地域で利用できる事業所がないため、利用はありませんでした。

共同生活援助、施設入所支援では、実績値は計画値をやや上回っています。

※1か月あたり

サービス名	単位	2021年度			2022年度			2023年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み	
自立生活援助	人	4	0	0%	4	0	0%	4	0	
共同生活援助	人	126	136	108%	131	147	112%	136	143	
(うち精神障害者)	人	37	41	111%	39	42	108%	40	39	
施設入所支援	人	115	125	109%	115	121	105%	115	118	
相談支援	計画相談支援	人	172	176	102%	189	170	90%	206	168
	地域移行支援	人	4	6	150%	4	2	50%	4	2
	地域定着支援	人	16	20	125%	16	21	131%	16	17

5. 地域生活支援事業の推進

① 理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

サービス名	単位	2021年度			2022年度			2023年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有

② 相談支援事業

サービス名	単位	2021年度			2022年度			2023年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
障害者相談支援事業	箇所	3	3	100%	3	3	100%	3	4
基幹相談支援センター	有無	有	有	—	有	有	—	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業では、利用が1名ありました。成年後見制度法人後見支援事業は実施していません。

※年間

サービス名	単位	2021年度			2022年度			2023年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
成年後見制度 利用支援事業	人	1	0	0%	1	1	100%	1	1
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	無	無	—	無	無	—	無	無

④ 意思疎通支援事業

※年間

サービス名	単位	2021年度			2022年度			2023年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件	442	441	100%	442	454	103%	442	500
手話通訳者設置事業	人	1	1	100%	1	1	100%	1	1

⑤ 日常生活用具給付等事業

※年間

サービス名	単位	2021年度			2022年度			2023年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
介護・訓練支援用具	件	5	8	160%	5	6	120%	5	6
自立生活支援用具	件	7	12	171%	7	7	100%	7	6
在宅療養等支援用具	件	19	12	63%	19	17	89%	19	17
情報・意思疎通支援用具	件	11	8	73%	11	18	164%	11	18
排泄管理支援用具	件	2,585	2,323	90%	2,699	2,328	86%	2,813	2,300
居宅生活動作補助用具	件	2	1	50%	2	1	50%	2	1
合計	件	2,629	2,364	90%	2,743	2,377	87%	2,857	2,348

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修は、2021年度が基礎課程、2022年度が導入・入門課程となっています。導入・入門過程で多くの修了者を見込んでいましたが、前年と変わらない人数でした。

サービス名	単位	2021年度			2022年度			2023年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
年間の養成研修修了者数	人	10	8	80%	21	9	43%	11	10

⑦ 移動支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2021年度、2022年度は年間実利用者数、利用時間数ともに計画値を下回っていますが、2023年度の利用時間数は計画値を上回る見込みです。

サービス名	単位	2021年度			2022年度			2023年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
年間の実利用者数	人	66	63	95%	66	65	98%	66	57
年間の利用時間数	時間	2,365	2,099	89%	2,365	1,958	83%	2,365	2,390

⑧ 地域活動支援センター機能強化事業

サービス名	単位	2021年度			2022年度			2023年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み	
地域活動支援センター	実利用者数	人	85	70	82%	95	67	71%	106	80
	箇所数	箇所	9	9	100%	9	9	100%	9	9

⑨ その他の事業・任意事業

サービス名		単位	2021年度			2022年度			2023年度	
			計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
訪問入浴サ ービス事業	月平均 利用者数	人	5	6	120%	5	6	120%	5	6
日中一時支 援事業	月平均 利用者数	人	24	18	75%	24	16	67%	24	10
レクリエー ション活 動等支 援事業	利用 者延 人数	人	1,222	566	46%	1,222	920	75%	1,222	1,222
点字・声の 広報等 発行事業	利用 者 実人数	人	55	55	100%	55	55	100%	55	55
自動車運 転免許 取得・改 造助成 事業	利用 者 延人数	人	7	3	43%	7	7	100%	7	1

第3節 成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

- ①2022年度末の入所者数は121人で、2026年度末における施設入所者は115人を目標とします。削減率は、5%です。
- ②2026年度末の地域生活への移行者数は、2022年度末入所者数121人の6.6%、8人を目標とします。

項 目		数 値	考 え 方
2022年度末の施設入所者数		121人	【基準値】
第 7 期 目 標 値	2026年度末の施設入所者数	115人	
	施設入所者の削減者数	6人 (▲5%)	<基本指針> 【基準値】から5%以上削減
	2026年度末の地域生活移行者数 うちグループホームへの移行者数 を【 】で記載	8人 【5人】 (▲6.6%)	<基本指針> 【基準値】から6%以上移行

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」については、自立支援協議会など既存の会議体を活用し、有機的連携により地域課題を抽出し、障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を引き続き進めていきます。

3. 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等を整備するとともに、基幹相談支援センターなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを目標とします。

4. 福祉施設から一般就労への移行促進

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

2021年度の一般就労移行者数は8人となっています。2023年に新たに事業所が開設したことから、2026年度末における一般就労移行者数は11人を目標とします。

項 目		数 値	考え方
一般就労移行者数 (A) 【基準値】		8人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (2021年度実績)
第7期 目標値	2026年度末の 一般就労移行者数 (B)	11人 (1.38倍)	<基本指針> 【基準値】の1.28倍以上 (B/A)

(1) - 1 就労移行支援事業からの移行者数

2023年に新たに事業所が開設したことから、2026年度末における一般就労移行事業所からの移行者数は2人を目標とします。

項 目		数 値	考え方
就労移行支援事業移行者数 (C) 【基準値】		1人	就労移行支援事業移行者数 (2021年度実績)
第7期 目標値	2026年度末の就労移行 支援事業移行者数 (D)	2人 (2倍)	<基本指針> 【基準値】の1.31倍以上 (D/C)

(1) - 2 就労継続支援A型事業からの移行者数

基本指針では、2026年度末における就労継続支援A型事業移行者数は、2021年度実績の1.29倍以上となっていますが、2023年から就労継続支援A型事業所が1事業所になったことから、2026年度末における移行者は1名を目標とします。

項 目		数 値	考え方
就労継続支援A型事業移行者数 (E) 【基準値】		1人	就労継続支援A型事業移行者数 (2021年度実績)
第7期 目標値	2026年度末の就労継続支援 A型事業移行者数 (F)	1人 (1倍)	<基本指針> 【基準値】の1.29倍以上 (F/E)

(1) - 3 就労継続支援B型事業からの移行者数

基本指針では、2026年度末における就労継続支援B型事業移行者数は、2021年度実績の1.3倍の8名を目標値とします。

項 目		数 値	考 え 方
就労継続支援B型事業移行者数 (G) 【基準値】		6人	就労継続支援B型事業移行者数 (2021年度実績)
第7期 目標値	2026年度末の就労継続支援 B型事業移行者数 (H)	8人 (1.3倍)	<基本指針> 【基準値】の1.28倍以上 (H/G)

(2) 就労移行支援事業所の実績の確保・向上 <新規>

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業者を全体の5割以上とします。

(3) 就労定着支援事業の利用者数

2026年度末における就労定着支援事業の利用者数は、2023年度の実績見込みの4名を目標値とします。

項 目		数 値	考 え 方
就労定着支援事業の利用者数 (I) 【基準値】		1人	就労定着支援事業の利用者数 (2021年度実績)
第7期 目標値	2026年度末の就労定着支 援事業利用者数 (J)	4人 (4倍)	<基本指針> 【基準値】の1.41倍以上 (J/I)

(4) 事業所ごとの就労定着率

就労定着支援事業所は現在1事業所です。事業利用終了後の一定期間の就労定着率を7割以上とします。

5. 発達障害者等に対する支援等

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの取組みについて推進します。

内 容		2024年度	2025年度	2026年度
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数 (保護者)	人	0	0	1
〃 支援プログラムの実施者数 (支援者)	人	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人	2	2	2
ピアサポート活動への参加人数	人	2	2	2

6. 相談支援体制の充実・強化等

障害者等が地域において安心して暮らすためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対する相談支援体制の構築が不可欠となります。

相談支援体制については、指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所における計画相談支援、地域相談支援をはじめ、委託の相談支援事業所における一般的な相談支援において相談者に対応します。

また、相談支援事業所に対しては基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援を行うとともに、専門的な指導・助言、相談支援専門員の人材育成や関係機関等とのネットワークにより相談支援体制の充実及び強化等に向けた取組みを継続します。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念に沿って、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要です。

そのためには、提供されるサービスの質や利用者にとってサービスの内容が適切かどうか検証を行う体制の構築が求められています。2026年度末までに、基幹相談支援センターを中心としたサービス等利用計画や障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを検討します。

内 容		2024 年度	2025 年度	2026 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	人	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有
上記の実施回数	回	25	25	25

第4節 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

2024年度以降の見込量は、実績値を勘案して、新型コロナウイルス感染症流行前の2018年度～2023年度の数値から最高値、最低値を除いた4つの平均値を確保することとしましたが、新型コロナウイルス感染症による影響が大きい場合等は、個々の状況を考慮しました。

確保のための方策は、障害福祉サービスを提供できる体制や見込量を確保するための取組みを示しています。

1. 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に、自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や外出時の移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
行動援護	知的又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度障害者に対し、行動上の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者で、介護の必要の程度が著しく高い場合に、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に行います。

サービス種別		2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護	人	123	123	123
	時間	1,378	1,378	1,378
重度訪問介護	人	9	10	11
	時間	990	1,100	1,210
同行援護	人	17	17	17
	時間	85	85	85
行動援護	人	14	14	14
	時間	168	168	168
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

※数値：上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

【見込量設定の考え方】

- 訪問系サービスでは、あまり新型コロナウイルス感染症の影響は見られず増減しているため、過去 6 力年の実績から勘案しています。総利用時間は、2018～2023 年度の実績値から最高値、最低値を除いた 4 つの平均値÷平均利用人数により、1 人あたりの利用時間を基に計画値を設定しました。
- 重度訪問介護は増加傾向が見られるため、2021 年度～2023 年度の平均から 1 人ずつの増加を見込んでいます。総利用時間も 3 力年の平均値から設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 障害者がヘルパーとして活躍できる仕組みを検討し、サービス供給体制の充実を図ります。
- 日常生活を支える医療サービスとして訪問看護のニーズも高まっており、福祉と医療の連携の強化に向けて取組みを進めます。

2. 日中活動系サービス

サービス種別	サービス内容
生活介護	常に介護が必要な障害者に、主に昼間、事業所において、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供等のサービスを行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事に必要な訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。
就労選択支援	2025年度までに開始予定。障害者と事業所が、就労に必要な配慮や課題、能力、適性について共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげます。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者で、企業等への雇用が見込まれる方が対象となります。 事業所における作業や、企業実習、適正に合った職場探し、就労後における職場定着のために必要な相談等のサービスを行います。
就労継続支援 A型	企業等に雇用されることが困難な障害者であって、事業所において雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の方が対象となります。 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。
就労継続支援 B型	企業等での就労経験があっても、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障害者や、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった障害者が対象となります。 雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等のサービスを行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。
療養介護	医療的ケアを要する障害者で常時介護を要する方が対象となります。 主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上の支援を行います。
短期入所	介護者が病気の場合等の理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に入浴、排せつ、食事等の介護等のサービスを行います。

サービス種別		2024 年度	2025 年度	2026 年度
生活介護	人	246	256	266
	人日	4,920	5,120	5,320
自立訓練（機能訓練）	人	2	2	2
	人日	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	人	5	5	5
	人日	60	60	60
就労選択支援	人	—	8	8
就労移行支援	人	14	15	16
	人日	126	135	144
就労継続支援 A 型	人	10	10	10
	人日	160	160	160
就労継続支援 B 型	人	331	341	351
	人日	5,627	5,797	5,967
就労定着支援	人	4	4	4
療養介護	人	18	18	18
短期入所（福祉型）	人	100	100	100
	人日	340	340	340
短期入所（医療型）	人	14	14	14
	人日	21	21	21

※数値：上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

※就労選択支援は2025年度から新設予定

【見込量設定の考え方】

- 生活介護は、増加傾向にあるため3か年の平均値から10人ずつの増加を見込んで計画値を設定しています。総利用日数も3か年の平均日数をもとに設定しています。
- 自立訓練では、増減があることから、6か年の実績で勘案しています。
- 就労選択支援は、2025年10月から始まる予定です。新たに就労継続支援B型を利用する方や、特別支援学校在学生の利用を見込んでいます。
- 就労移行支援は、これから一般就労に向けてのニーズが高まると見られ、3か年の平均値から1人ずつの増加を見込んで計画値を設定しています。
- 就労継続支援A型は、1事業所で定員10人であり、その定員数を目標値として設定しています。総利用日数は、2023年度の実績見込みを計画値と設定しています。
- 就労継続支援B型では、2021～2023年度の実績からニーズの高さが見られます。利用人数は3か年の平均値から10人ずつの増加を見込んで計画値を設定しています。総利用日数も3か年の平均日数をもとに設定しています。
- 就労定着支援では、2026年度末の一般就労移行数の目標値11人のうち4人を

2024 年度以降毎年目標としています。

- 療養介護では、ほぼ一定数の利用者がいることから、今後も同程度で推移していくものとして、平均値で設定しています。
- 短期入所は、福祉型・医療型ともに、新型コロナウイルス感染症の影響で利用が減っていました。利用人数、利用日数どちらも感染流行前の 2018～2019 年度の平均値を確保するように設定します。

【見込量確保のための方策】

- 利用者が住み慣れた地域で安心して生活や活動ができるように、各地域の状況を把握し、サービスの向上に努めます。
- 就労移行支援、就労継続支援では、公的機関においては、障害者優先調達推進法に基づく優先発注を周知することで、授産商品の購入の働きかけを推進し福祉的就労を支援します。
- 医療的ケアを必要とする重度の障害児者の日中や夜間の支援については、新たな施設整備の機会を捉えて、できる限りのバックアップを図っていきます。

3. 居住系サービス

サービス種別	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか必要な日常生活上の支援を行います。

サービス種別		2024 年度	2025 年度	2026 年度
自立生活援助	人	1	1	1
（うち、精神障害者）	人	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人	145	150	155
（うち、精神障害者）	人	40	41	42
施設入所支援	人	117	116	115

※数値：1 か月当たりの利用人員

【見込量設定の考え方】

- 自立生活援助では、市内に事業所がなく現状では利用がありませんが、今後の利用を想定して設定しています。
- 共同生活援助（グループホーム）は、利用ニーズは高く増加傾向にあるため、今後も5名ずつの増加を見込んでいます。
- 施設入所支援では、国の指針により2022年度末の入所者数121人からの削減率5%以上を目標としているため、2026年度末には115人になるよう毎年1人ずつの減少を目標とします。

【見込量確保のための方策】

- 共同生活援助では、単身生活が困難な方の居住の場としての機能を維持しつつも、一方で、単身生活へ移行するための中間施設としても機能するよう、グループホームを運営する事業所や相談支援専門員をはじめ、関係者がグループホームの役割について共通認識を持っていますが、経済的な問題等で単身生活へ移行できていません。そのため、移行の障害となる課題の解決方法について、関係者で検討していきます。
- 共同生活援助及び施設入所支援におけるサービスの提供状況を把握し、利用者や家族への情報提供を行います。
- 必要な支援ができるよう国県補助等の動向に注視していきます。

4. 相談支援

事業名	事業内容
計画相談支援 （サービス等利用計画作成）	障害福祉サービスの利用者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験利用等必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

サービス種別		2024年度	2025年度	2026年度
計画相談支援	人	180	190	200
地域移行支援	人	2	2	2
（うち、精神障害者）	人	2	2	2
地域定着支援	人	19	19	19
（うち、精神障害者）	人	17	17	17

※計画相談支援：1か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

※地域移行支援、地域定着支援：1年間の利用人員

【見込量設定の考え方】

- 計画相談支援は、セルフプランの増加により減少傾向が見られますが、相談支援専門員の増加を見込み、10人ずつ増加していくことを目標にしています。
- 地域移行支援では、高齢の方や支援が困難な方が多くなると見込まれますが、2022年度の実績値を確保することとしました。
- 地域定着支援では、増減が見られることから、6カ年の平均値を確保することとしています。

【見込量確保のための方策】

- 市単独の相談支援推進事業補助金の活用により相談支援専門員の確保に努めます。
- 困難事例等については、基幹相談支援センターや主任相談支援専門員との連携により体制の強化を図ります。
- 当事者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- 支援体制が確立しているケースはセルフプランに移行するなど、より必要な人が優先的に相談支援できるよう調整に努めます。
- 障害者自立支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。
- 障害者の相談支援事業所のみならず、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや生活困窮者自立支援対策に基づく総合相談・生活支援センター等各分野の相談機関とも連携し、様々な複合的な課題を抱えるケースの把握やその対応を推進するなど、総合的な相談体制の充実に努めます。
- 兵庫県豊岡健康福祉事務所が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議の取組みに歩調を合わせ、地域移行支援・地域定着支援の対象者を把握し、対象者が安定した地域生活に移行・定着していけるよう適切なサービス提供に努めます。

第5節 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

1. 理解促進研修・啓発事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民に対して障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業です。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- ・ 障害のある人への正しい理解を深めるために、障害の有無に関わらず気軽に交流できる場の提供を行うほか、出前講座の案内などを実施します。
- ・ 広報紙による啓発活動を行います。

2. 自発的活動支援事業

事業名	事業内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族等による交流会活動等、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- ・ 障害のある人及びその家族がお互いに悩みを共有し、負担軽減に繋がるよう、効果的な支援方法を検討します。

3. 相談支援事業

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的、専門的な相談支援や地域の相談機関との連携強化の取組等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門的職員の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望し保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度
障害者相談支援事業	箇所数	4	4	4
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 4つの相談支援事業所の連携を深め、多様な障害の特性に対応できるように充実を図ります。
- 困難事例等については、基幹相談支援センターや主任相談支援専門員との連携により体制の強化を図ります。
- 障害者の相談支援事業所のみならず、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや生活困窮者自立支援対策に基づく総合相談・生活支援センター等各分野の相談機関とも連携し、様々な複合的な課題を抱えるケースの把握やその対応を推進するなど、総合的な相談体制の充実に努めます。

4. 成年後見制度利用支援事業

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者及び精神障害者に、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。

事業名		2024 年度	2025 年度	2026 年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

※数値：年間の利用人数

【見込量確保のための方策】

- 成年後見制度の周知・啓発
- 成年後見制度の利用促進
適切な市長申立ての実施への取組み、市長申立ての費用助成を継続します。また、手続き費用の負担が難しい人も制度の利用ができるための支援体制について検討を進めていきます。
- 地域連携ネットワークづくり
権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期における相談支援体制の整備、意思決定支援・虐待防止を重視した成年後見制度の運営を念頭に、「中核機関」「協議会」の設置について研究します。
- 権利擁護人材の育成
法人後見の動きがある場合に、支援のあり方を検討します。

5. 意思疎通支援事業

事業名	事業内容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、手話奉仕員の養成、点訳・音訳等による支援を行います。

事業名			2024 年度	2025 年度	2026 年度
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	500	500	500
	手話通訳者設置事業	人	1	1	1

※手話通訳者・要約筆記者派遣事業：年間の利用件数

【見込量設定の考え方】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業では、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、派遣件数の増加が見込まれるため、2023 年度の利用件数見込みを計画値として設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会などと連携し、養成講座等の見直しを行い手話通訳者・要約筆記者の人材育成に努めます。

6. 日常生活用具給付等事業

事業名	事業内容
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している重度の障害者の日常生活上の便宜を図るため、障害の種類や程度に応じて日常生活用具の給付を行います。

種目		2024 年度	2025 年度	2026 年度
介護・訓練支援用具	件	6	6	6
自立生活支援用具	件	10	10	10
在宅療養等支援用具	件	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	件	12	12	12
排泄管理支援用具	件	2,340	2,340	2,340
居宅生活動作補助用具	件	2	2	2
計	件	2,383	2,383	2,383

※数値：年間量

【見込量設定の考え方】

- 用具により増減があるため、2020 年度から 2022 年度の実績値の平均を計画値に設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 障害者福祉のしおりなどを通じて利用者への周知を図ります。

7. 手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。

事業名		2024 年度	2025 年度	2026 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	10	10	10

※数値：年間の養成研修修了者数

【見込量設定の考え方】

- 偶数年は導入・入門課程、奇数年は基礎課程と研修内容が異なりますが、2020、2021 年度の実績値を確保することで計画値を設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会などと連携し、養成講座等の見直しを行い手話通訳者・要約筆記者の人材育成に努めます。

8. 移動支援事業

事業名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

		2024 年度	2025 年度	2026 年度
実利用者数	人	66	66	66
利用時間数	時間	2,431	2,431	2,431

※数値：年間量

【見込量設定の考え方】

- 新型コロナウイルス感染症の影響で利用が減っていました。利用人数、利用日数どちらも感染流行前の 2018～2019 年度の平均値を確保するように設定します。

【見込量確保のための方策】

- 障害者がヘルパーとして活躍できる仕組みを検討し、サービス供給体制の充実を図ります。

9. 地域活動支援センター

事業名	事業内容
地域活動支援センター	地域で生活する障害者に、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、地域との交流促進を行います。

サービス種別		2024年度	2025年度	2026年度
地域活動支援センター	実利用者数	73	81	90
	箇所数	9	9	9

※数値：年間量

【見込量設定の考え方】

- 地域活動支援センターの定員の70%にあたる90人を2026年度の計画値として、増加させていくことで設定しています。

【見込量確保のための方策】

- 障害者が日常生活をより豊かに過ごせるように、センター間の横の連携を図り、一人ひとりに応じた活動内容のレベルアップに努めます。
- 対象者を拡大したことにより利用者の増加を図ります。

10. その他の事業・任意事業

事業名	事業内容
訪問入浴サービス事業	在宅で生活している重度の身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
日中一時支援事業	障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、事業所等において活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
レクリエーション活動等支援事業	障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室やスポーツ大会などを開催し、障害者が社会参加活動を行うための必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者のために、CDによる声の広報など、地域生活を送るうえで必要な情報を定期的に提供します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

サービス種別			2024 年度	2025 年度	2026 年度
訪問入浴サービス事業	月平均利用者数	人	10	10	10
日中一時支援事業	月平均利用者数	人	24	24	24
レクリエーション活動等支援事業	利用者延人数	人	1,222	1,222	1,222
点字・声の広報等発行事業	利用者実人数	人	55	55	55
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者延人数	人	7	7	7

※数値：年間量

【見込量確保のための方策】

- 日中一時支援では、障害者の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息のために利用できるよう、サービス提供事業者の育成と確保に努めます。
- 利用者のニーズを的確に把握し、適正な事業実施に努めます。

第5章 第3期障害児福祉計画

第1節 基本的な考え方

第3期障害児福祉計画については、次の点に配慮して目標設定をします。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

第2節 第2期障害児福祉計画の進捗状況

児童発達支援では、利用者数、延利用者数ともに増加しています。

放課後等デイサービスでは、利用者数は増減していますが、延利用者数は減少しています。

保育所等訪問支援では、利用者数、延利用者数ともに計画値を下回っていますが、2023年度の利用者数は計画値を上回る見通しです。

障害児相談支援では、3か年を通して計画値を下回っています。

① 障害児通所支援等

※1か月あたり

サービス名	単位	2021年度			2022年度			2023年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
児童発達支援	人	81	92	114%	87	122	140%	93	125
	人日	360	334	93%	386	429	111%	413	430
医療型児童発達支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0
	人日	0	0	—	0	0	—	0	0
放課後等デイサービス	人	224	224	100%	232	202	87%	241	223
	人日	1,337	1,346	101%	1,385	1,257	91%	1,439	1,250
保育所等訪問支援	人	16	11	69%	16	11	69%	16	17
	人日	32	15	47%	32	17	53%	32	19
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0
	人日	0	0	—	0	0	—	0	0
障害児相談支援	人	87	69	79%	92	63	68%	97	60

※数値：上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

第3節 成果目標

障害児への支援については、子ども本人の最善の利益を考慮しながら、発達の遅れ等の発見段階から身近な地域で支援し、健やかな成長へと導く必要があります。また、ライフステ

ージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等について関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する支援体制を構築する必要があります。

障害の種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な地域で提供できるよう、関係機関との連携を強化し、必要な体制の整備を検討します。

1. 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、2026年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置することとなっています。本市は北但2町とともにすでに設置しており、今後もその体制の維持に努めます。

2. 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

障害の有無に関わらず、すべての児童が地域の保育・教育を利用し共に成長できるよう、障害児支援を通じて、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

3. 重症心身障害児等を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、2026年度末までに重症心身障害児等を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することとなっています。本市ではすでに確保済みであり、今後もその体制の維持・拡大に努めます。

4. 重症心身障害児等を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保

県の目標にあわせて、2026年度末までに重症心身障害児等を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保に努めます。

5. 医療的ケア児等を支援する通所・居宅事業所の確保

2025年度末までに、医療的ケア児等を支援する通所・居宅事業所の確保に努めます。

6. 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、2026年度末までに医療的ケア児等が適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとなっています。本市ではすでに設置済みであり、今後もその体制の維持に努めます。

7. 医療的ケア児等に対し支援等を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に向けて、2026年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを、圏域に1人配置するよう努めます。

第4節 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

1. 障害児通所支援

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児であって、障害児通所支援を利用するための外出が著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

サービス種別		2024年度	2025年度	2026年度
児童発達支援	人	140	140	140
	人日	490	490	490
放課後等デイサービス	人	238	238	238
	人日	1,404	1,404	1,404
保育所等訪問支援	人	19	19	19
	人日	25	25	25
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0

※数値：上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、実績値が計画値を上回る場合、兵庫県が総量規制を実施する場合があります。

【見込量設定の考え方】

- 児童発達支援では、乳幼児健診時のスクリーニング実施により、発達障害児の早期発見が進み、2020年度から2022年度にかけて、新規支給決定者数は年々増加しており、毎年15名前後の増加がみられました。また、新たに児童発達支援事業所が開設される予定であり、2023年度実績見込みに15名を加えた人数を計画値とします。総利用日数は、3カ年の平均日数を基に設定しました。
- 放課後等デイサービスでは、児童発達支援の増加に伴う放課後等デイサービスへの切替えの増加見込み15名を加えた人数を計画値とします。総利用日数は、3カ年の平均日数を基に設定しました。
- 保育所等訪問支援では、2023年度実績見込みが、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者の5%であり、児童発達支援と放課後等デイサービスの計画値の5%に設定しました。総利用日数は、3カ年の平均日数を基に設定しました。
- 早期発見の成果は概ね獲得できており、総量の増加が概ねピークとなる見込みのため、

2025 年度以降も同値とします。

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援では、乳幼児健診時のスクリーニングの実施による発達障害児の早期発見・早期療育に対応できるよう通所支援体制の確保に努めます。
- 放課後等デイサービスでは、地域における障害のある児童の放課後等の居場所の確保に努めます。
- 保育所等訪問支援では、利用者が利用しやすくなるよう事業所や学校との連携に努めます。
- 真に児童発達支援や放課後等デイサービスが必要な方が利用できるよう、対象者を拡大した地域活動支援センターとのすみわけを行います。

2. 障害児相談支援

障害児が、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画案を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

サービス種別		2024 年度	2025 年度	2026 年度
障害児相談支援	人	70	80	90

【見込量設定の考え方】

- 障害児相談支援では、セルフプランの増加により、実績値が減少してきています。円滑に支援を受けられるよう、相談支援専門員の増加とセルフプランからの移行を見込み、10人ずつ増加していくことを目標にします。

【見込量確保のための方策】

- 市単独の相談支援推進事業補助金の活用により相談支援専門員の確保に努めます。
- 子どもの成長に応じた途切れのない支援が継続できるように、各関係機関の連携の強化を図ります。
- 障害児が円滑に通所支援を受けられるよう、相談支援体制の構築を図ります。

第6章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、障害者やその家族等を含めた当事者の意見を反映させることが不可欠です。このため、障害者を中心に、市民、ボランティア、民生・児童委員、サービス提供事業者、企業・就業支援団体、行政機関、教育関係者、医療関係者、権利擁護関係者、社会福祉協議会などとネットワークの形成を図り、障害者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

第2節 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、「障害者福祉計画策定・推進委員会」において、計画の点検・評価を行います。その際、必要に応じて関係機関と協議を行い、PDCA サイクル、すなわち、計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)に努めます。計画の進捗状況は、1年に1回実績等の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行うこととします。

1. 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会設置要綱

平成23年4月13日豊岡市告示第103号

改正 平成25年3月27日豊岡市告示第74号 平成26年4月10日豊岡市告示第147号

平成28年4月1日豊岡市告示第151号 平成29年5月8日豊岡市告示第187号

令和2年3月26日豊岡市告示第81号 令和5年3月17日豊岡市告示第68号

(設置)

第1条 計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に基づく豊岡市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づく豊岡市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に基づく豊岡市障害児福祉計画をいう。以下同じ。）の策定、見直し及び推進のため、豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 計画の進捗状況の確認及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 障害者関係団体の代表者
- (4) 公募市民
- (5) 福祉、医療機関の職員
- (6) 雇用及び就労に関する機関の職員
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げる者として委嘱された委員がその要件を欠いたときは、前任者の残任期間とする。

2 前条第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げる者として委嘱された委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解嘱されるものとする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

附 則 (平成25年3月27日豊岡市告示第74号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに豊岡市障害者福祉計画策定委員会設置要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成26年4月10日豊岡市告示第147号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日豊岡市告示第151号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年5月8日豊岡市告示第187号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日豊岡市告示第81号）

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日豊岡市告示第68号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2. 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 委員名簿

任期：2023年7月19日～2026年3月31日

(敬称略)

	委員種別	所属団体名	役職	氏名
1	学識経験者	大阪公立大学大学院現代システム科学研究科	教授	田垣 正晋
2	地域団体の代表者	若竹の会	会長	浜上 喜代美
3	地域団体の代表者	豊岡市区長連合会	会長	米田 英昭
4	障害者関係団体の代表者	認定NPO法人 はばたけ手をつなぐ育成会	理事長	中井 佳与子
5	障害者関係団体の代表者	豊岡市身体障害者福祉協会	会長	足立 幸生
6	障害者関係団体の代表者	豊岡市精神障害者家族連合会	会長	國下 透
7	障害者関係団体の代表者	但馬障害者通所施設連絡会	副会長	齋藤 ゆかり
8	公募委員			中村 敏
9	福祉・医療機関の職員	(福)豊岡市社会福祉協議会	事務局長	田中 正義
10	福祉・医療機関の職員	(一社)豊岡市医師会	理事	小西 一生
11	福祉・医療機関の職員	(医)敬愛会 生活支援センターほおずき	但馬圏域コーディネーター	中井 寿美
12	福祉・医療機関の職員	(福)神戸聖隷福祉事業団 北但広域療育センター	施設長	稲津 慎也
13	福祉・医療機関の職員	豊岡市民生委員児童委員連合会	委員	長田 さよ子
14	雇用・就労関係者	豊岡公共職業安定所	職業相談第二部門	井上 成之
15	行政関係者	兵庫県豊岡こども家庭センター	所長	田村 太
16	行政関係者	但馬県民局豊岡健康福祉事務所	職員	守本 陽一
17	市長が必要と認める者	兵庫県立出石特別支援学校	校長	岩崎 正彦

3. 豊岡市障害者福祉計画策定の経過

日 程	内 容 な ど
2023 年	
7 月 19 日	第 1 回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・委員長及び副委員長の選出について ・豊岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定方針について ・グループインタビューの実施について
9 月 1 日～9 月 29 日	アンケート調査の実施
9 月 1 日	グループインタビュー（視覚障害）
9 月 4 日	グループインタビュー（肢体障害・内部障害）
9 月 5 日	グループインタビュー（聴覚障害）
9 月 8 日	グループインタビュー（重症心身障害児者）
9 月 14 日	グループインタビュー（精神障害）
9 月 15 日	グループインタビュー（発達障害）
9 月 27 日	グループインタビュー（障害児・医療的ケア児等）
9 月 29 日	グループインタビュー（知的障害）
10 月 10 日	第 2 回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・グループインタビューについて（報告） ・第 6 期障害福祉計画、第 2 期障害児福祉計画の成果目標等の進捗状況について ・計画の構成案について ・基本理念について ・第 7 期障害福祉計画、第 3 期障害児福祉計画の考え方と成果目標について
11 月 6 日	豊岡市障害者自立支援協議会全体会議 ・豊岡市障害者福祉計画策定に係る意見聴取について
12 月 4 日	第 3 回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・豊岡市障害者福祉計画骨子案について ・次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る意見について（豊岡市障害者自立支援協議会）

2024年	
1月22日	第4回豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 ・豊岡市障害者福祉計画（案）について ・今後のスケジュールについて
1月26日	豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会正副委員長から障害者福祉計画（案）を市長に報告
2月1日～2月14日	パブリックコメント実施
3月	計画策定

4. 障害のある人の状況

1. 障害者手帳所持者の推移

本市の人口は、減少傾向が続いており、2017年度から2022年度の6年間の推移をみると、82,624人から77,180人へと5,444人（6.6%）減少しています。

身体障害者手帳所持者は減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

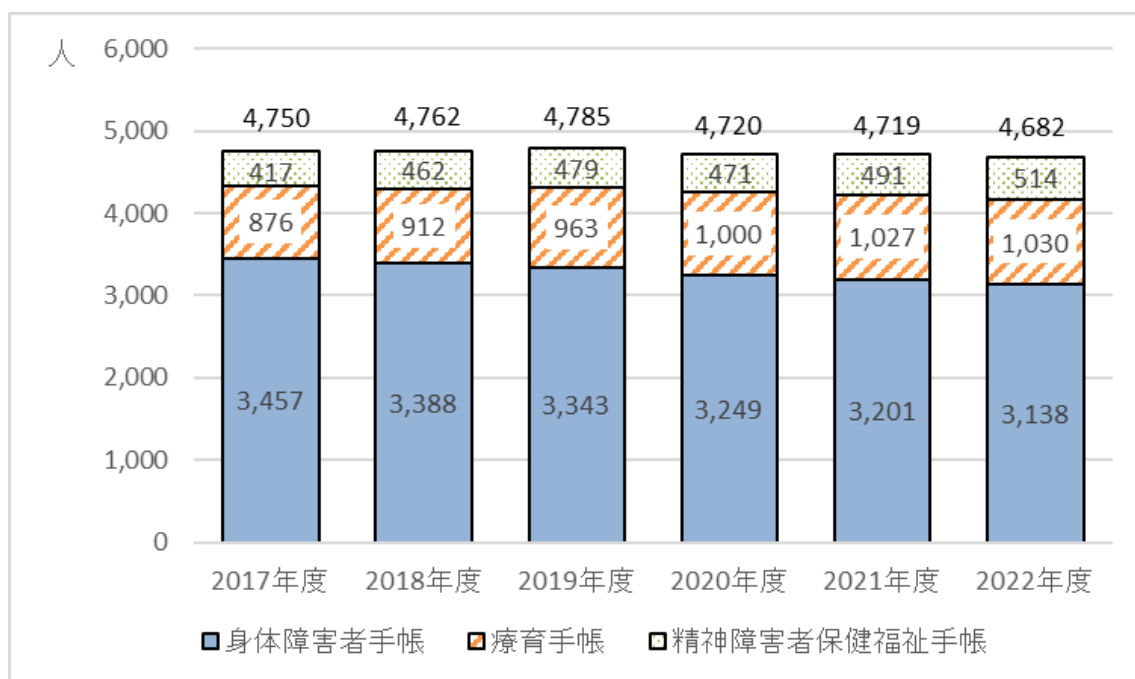
手帳所持者総数が人口に占める比率は、6.0%前後で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
人口	82,624	81,416	80,416	79,446	78,348	77,180
身体障害者手帳所持者数	3,457	3,388	3,343	3,249	3,201	3,138
療育手帳所持者数	876	912	963	1,000	1,027	1,030
精神障害者保健福祉手帳所持者数	417	462	479	471	491	514
手帳所持者総数	4,750	4,762	4,785	4,720	4,719	4,682
対人口比	5.7%	5.8%	6.0%	5.9%	6.0%	6.1%

（年度末）

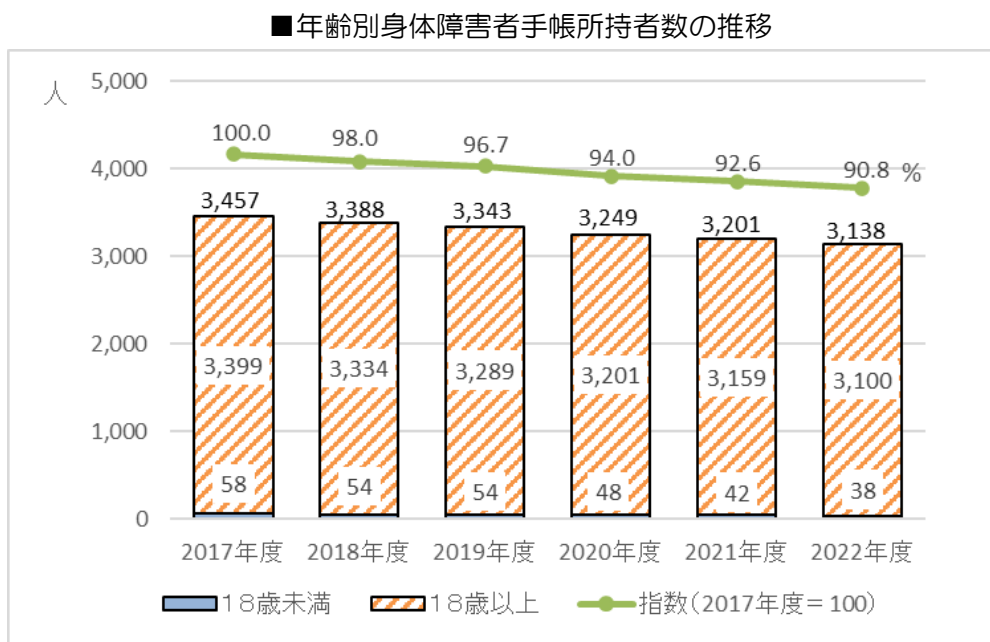


2. 身体障害のある人の状況

(1) 年齢別の身体障害者手帳所持者の状況

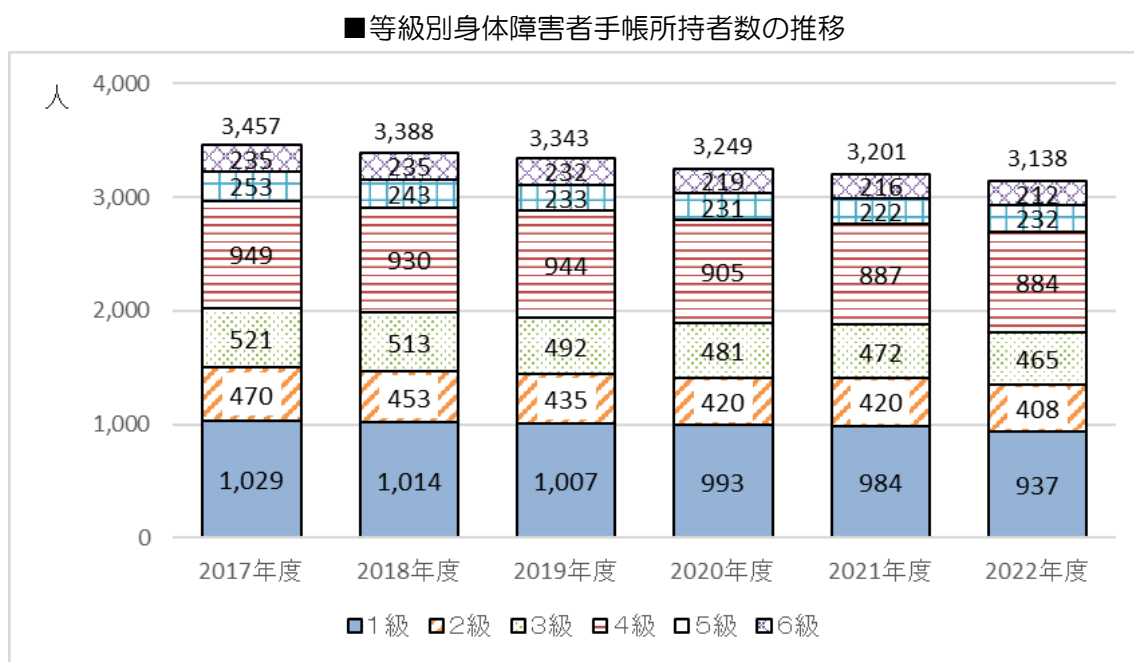
障害者（18歳以上）、障害児（18歳未満）ともに減少傾向がみられます。

障害者では、2017年度から2022年度の6年間で319人（9.2%）減少、障害児では20人（34.5%）減少しています。



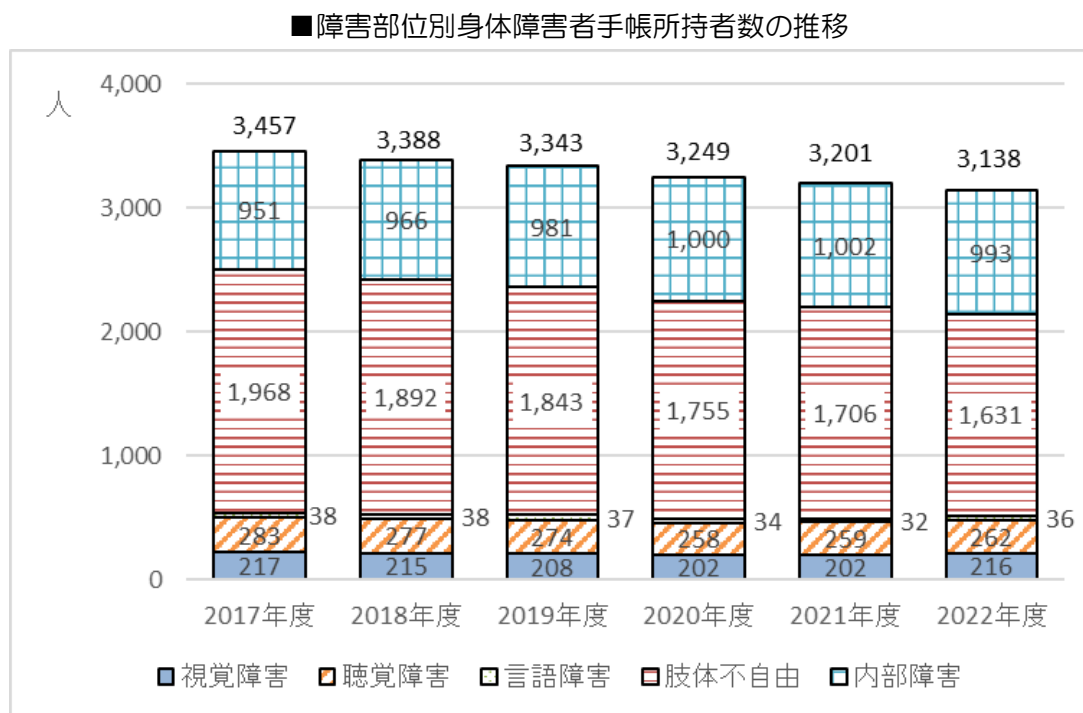
(2) 等級別の身体障害者手帳所持者の状況

すべての等級で減少しています。



(3) 障害部位別の身体障害者手帳所持者の状況

内部障害で増加傾向、肢体不自由で減少傾向がみられます。

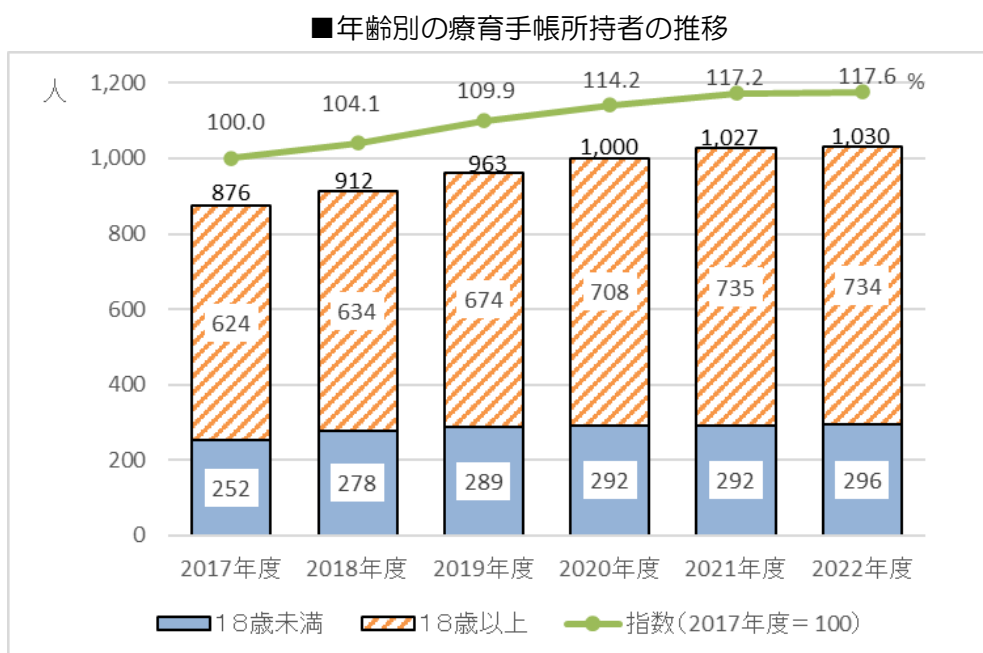


3. 知的障害のある人の状況

(1) 年齢別の療育手帳所持者の状況

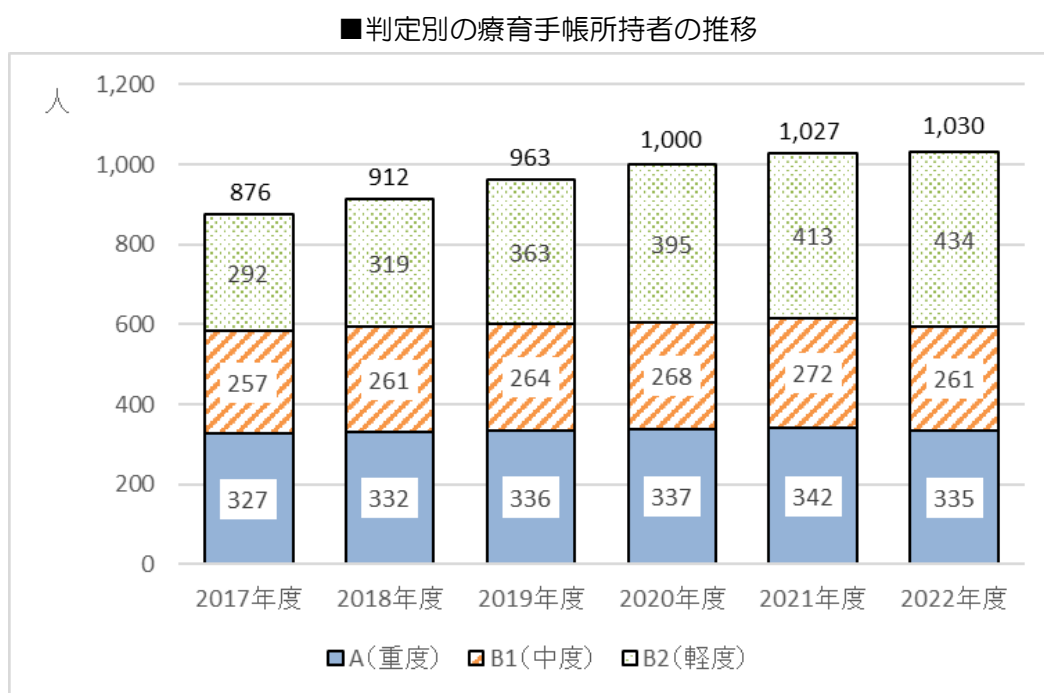
障害者（18歳以上）、障害児（18歳未満）ともに増加傾向がみられます。

障害者では、2017年度から2022年度の6年間で110人（17.6%）増加、障害児では44人（17.5%）増加しています。



(2) 判定別の療育手帳所持者の状況

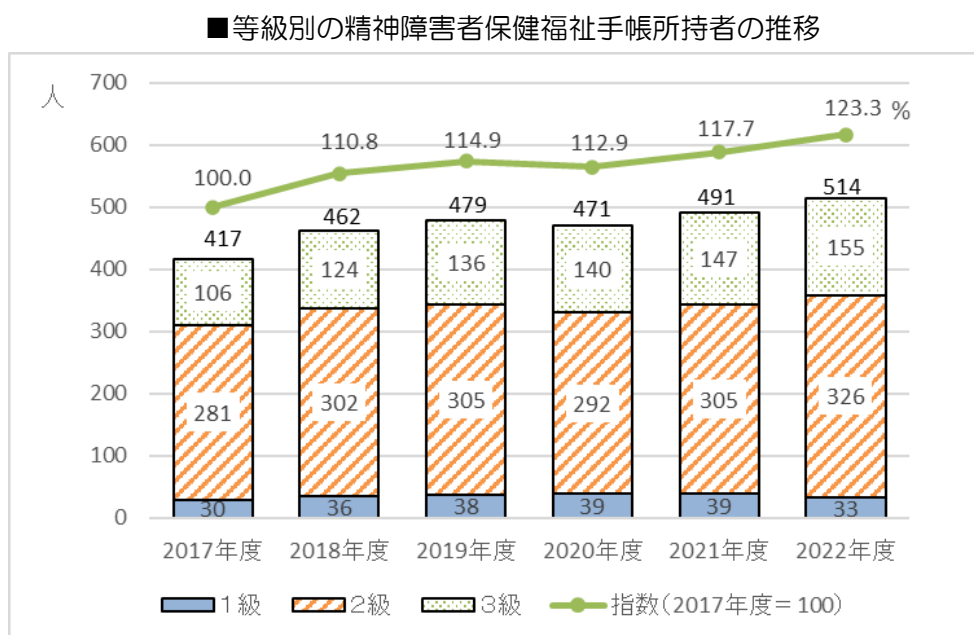
判定別にみるとB2（軽度）が増加傾向、A判定（重度）、B1判定（中度）は微増または横ばいの傾向がみられます。



4. 精神障害のある人の状況

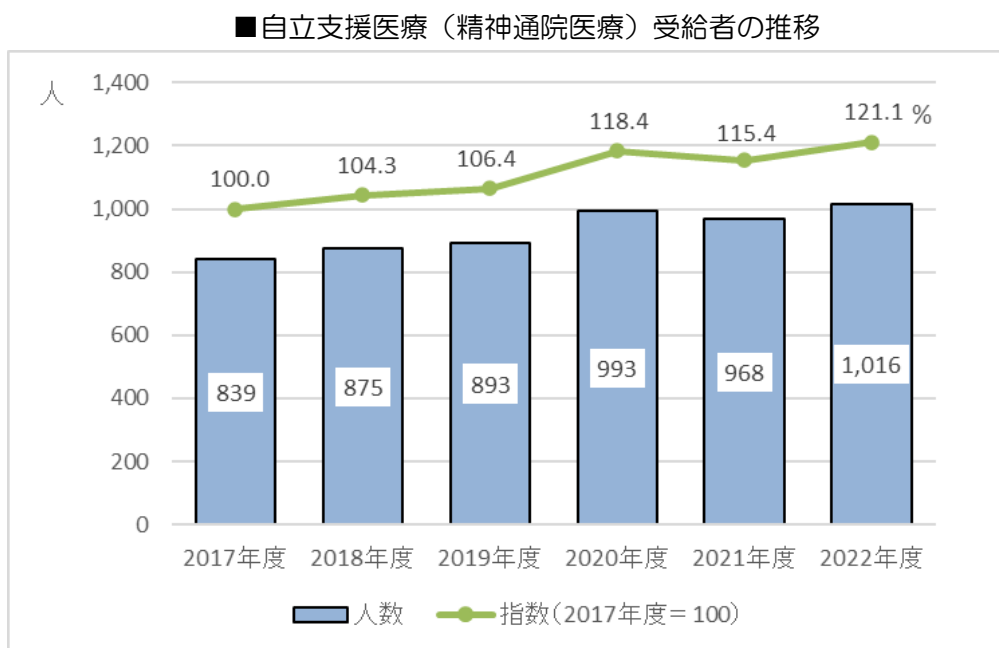
(1) 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

2級、3級で増加傾向がみられます。全体では2017年度から2022年度の6年間で97人（23.2%）増加しています。



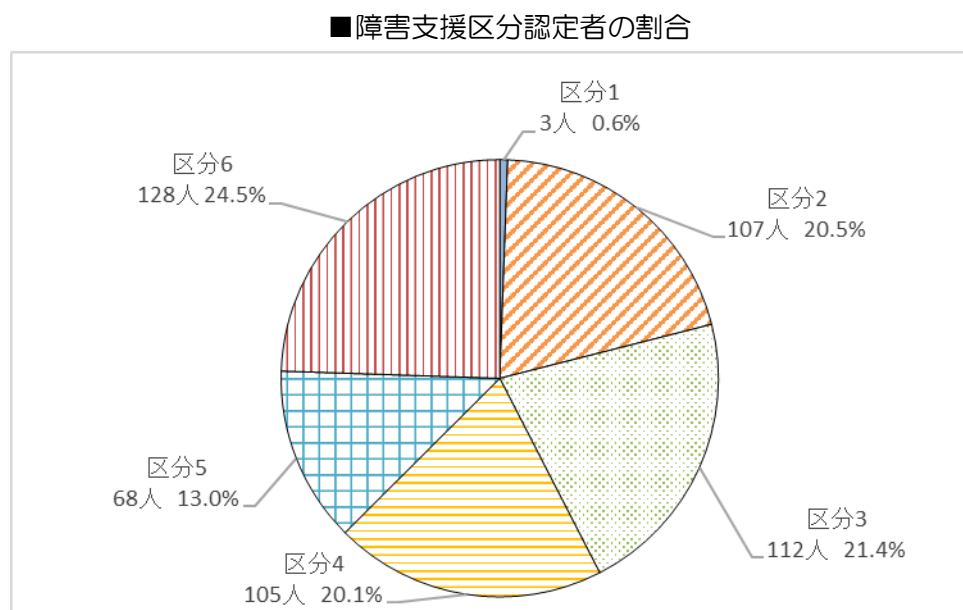
(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、2017年度から2022年度の6年間で839人から1,016人へと177人増加しており、その増加率は21.1%となっています。



5. 障害支援区分認定者の状況

全体の中では、区分6の占める割合が最も高く、次いで、区分3、区分2となっています。今後も精神障害者及び知的障害者の増加に伴い、障害福祉サービスの利用に必要な障害支援区分認定者は増加していくことが考えられます。



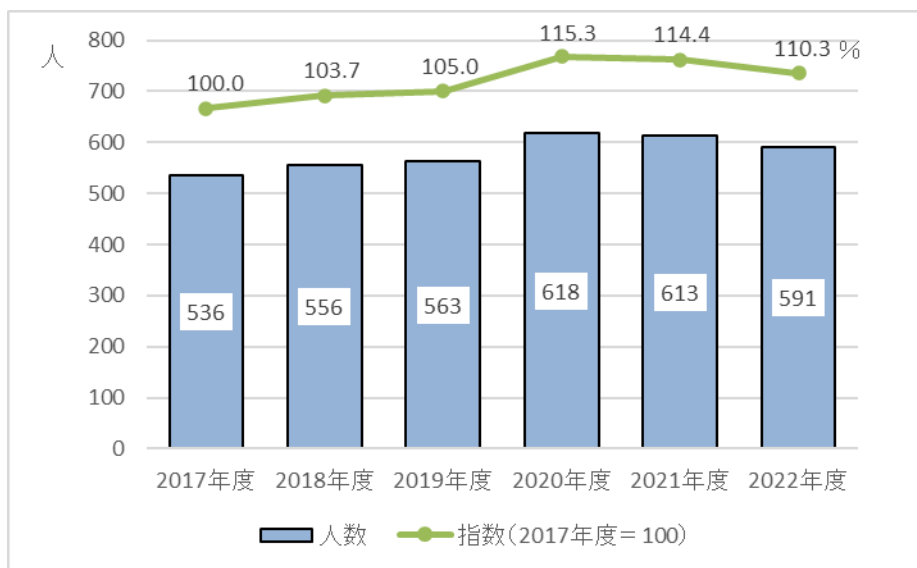
※2022年度末現在

※ 障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の割合を総合的に示すものです。区分1に比べて区分6の方が、必要とされる支援の割合が高くなります。

6. 指定難病受給者の状況

2017年度から2022年度の6年間で、536人から591人へ55人増加しています。

■ 指定難病受給者の推移



第7期豊岡市障害福祉計画 第3期豊岡市障害児福祉計画

2024年3月発行

豊岡市 健康福祉部 社会福祉課

〒668-0046 兵庫県豊岡市立野町 12 番 12 号

電話：0796-24-7033

FAX：0796-24-4516

Email：shakaifukushi@city.toyooka.lg.jp

ホームページ：http://www.city.toyooka.lg.jp